

規制改革実施計画

(抜粋)

令和 2 年 7 月 17 日
閣 議 決 定

目 次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 改革の重点分野	2
5. 規制改革ホットライン	2
6. 計画のフォローアップ	2
II 分野別実施事項	3
1. 成長戦略分野	3
(1) 規制改革の観点と重点事項	3
(2) デジタル時代の規制・制度のあり方	3
(3) デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検	4
(4) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化	7
(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について	10
(6) 書面規制、押印、対面規制の見直し	10
2. 雇用・人づくり分野	12
(1) 規制改革の観点と重点事項	12
(2) イノベーション人材育成の環境整備	12
(3) 大学等における多様なリカレント講座の開発促進	13
(4) 雇用類似の働き方（フリーランス等）に関する相談窓口充実等の環境整備	13
(5) 企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進	14
(6) 高校生の就職支援	15
(7) 保育における待機児童対策協議会の活用等	16
(8) 男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討	16
(9) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	17
(10) 雇用ルール（無期転換ルール）の周知	17
(11) 時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進	17
3. 投資等分野	18
(1) 規制改革の観点と重点事項	18
(2) フィンテックによる顧客利便性の向上	18
(3) 自動運転の実装に向けた環境整備	19
(4) 多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて	20
(5) タクシーの利便性向上	20

(6) 電波・通信制度改革	21
(7) 放送を巡る規制改革	21
(8) スタートアップを促す環境整備	23
(9) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化	24
(10) 水素スタンド関連規制の見直しについて	24
4. 医療・介護分野	26
(1) 規制改革の観点と重点事項	26
(2) 医療・介護関係職のタスクシフト	26
(3) 介護サービスの生産性向上	27
(4) 一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大	29
(5) 医療等分野におけるデータ利活用の促進	30
(6) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	32
5. 農林水産分野	34
(1) 規制改革の観点と重点事項	34
(2) 若者の農業参入等に関する課題について	34
(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	34
(4) 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて	35
(5) スマート農業の普及促進	35
(6) 農協改革の着実な推進	37
(7) 農産物検査規格の見直し	37
(8) 畜舎に関する規制の見直し	39
(9) 改正漁業法の制度運用	40
(10) 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検	46
(11) 漁獲証明制度の創設について	47
(12) 魚病対策の迅速化に向けた取組	48
6. デジタルガバメント分野	49
(1) 規制改革の観点と重点事項	49
(2) 行政手続コスト 20%削減等	49
(3) 新たな取組	51
（参考資料） デジタル時代の規制・制度について（令和2年6月22日規制改革推進会議決定）	54

		際市場でのイニシアティブを取れるものとする。		
10	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。 a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金 農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。 b 産地、品種、産年などの食品表示 食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。 また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。 以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。	令和2年度措置	a: 農林水産省 b: 消費者庁 農林水産省

(8) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	畜舎に関する規制の見直し	a 農林水産省は、国土交通省と連携して、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等を建築基準法（昭和25年法律第201号）の適用の対象から除外する特別法について、令和元年6月の規制改革実施計画に基づき設けられた「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」の以下の事項を始めとした令和2年5月の「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備する。 - 新制度はソフト基準とハード基準の組合せにより一定の安全性を確保した上で建築基準法の特例として措置し、事業者が新築・増改築の際に新制度の活用を選択できる仕組みとすること。 - 対象は、市街化区域と用途地域等を除いた地域に建築される平屋の畜舎、たい肥舎及び搾乳施設で建築士が設計したものとする。 - 手続は、事業者による畜舎の利用及び設計に関する計画について行政がソフト及	a: 令和3年上期措置 b: 令和4年措置 c: 令和2年措置	a, b: 農林水産省 国土交通省 c: 農林水産省 総務省

		びハード基準への適合性を確認する仕組みとし、ハード基準の確認手続は簡素化。 JIS部材でない部材等は、強度試験等を踏まえ使用する方向で検討。 また、法律案の整備に当たっては、以下の点に留意する。 ・ 畜舎等の建築コストの削減、ソフト基準による人件費の削減を始めとする経営コストの実質的な削減について試算を行い、法律案により、畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにすること。 ・ 農業者の意見を十分に踏まえること。 ・ 新制度の下で建設された畜舎が利用基準に適合しなくなった場合の措置など地方自治体に対して適切な支援を講じるなどの対応を検討すること。 b 法律案の整備と並行して、法律案に含まれるソフト基準及びハード基準の具体的内容について、以下の事項を始めとした「中間取りまとめ」の内容を実現するため検討を行い、結論を得る。 ・ 新制度を選択した事業者は、次のA基準又はB基準を選択可能。 ・ A基準は、安全面のソフト基準（滞在密度の規制等の簡易な基準）と現行基準に準じたハード基準を組み合わせ、現行基準と同等の安全性を確保。 ・ B基準は、安全面のソフト基準（作業効率化による畜舎内滞在時間の削減などを十分加味した滞在密度の規制等）と現行よりも緩和された新ハード基準を組み合わせ、畜舎に必要な最低限の安全性を確保。 また、ソフト基準及びハード基準の具体的内容の検討に当たっては、「中間取りまとめ」に記載された「検証すべき事項」に留意する。 c 農林水産省は、総務省の協力も得ながら、a の法律案に含めるか否かにかかわらず、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、これに基づき畜産業の国際競争力の強化を図るために規制の見直しを行う必要があるか検討を行う。		
--	--	--	--	--

(9) 改正漁業法の制度運用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	資源管理	a 資源回復に向けたロードマップには、管理目標の設定と漁獲シナリオの決定にとどまらず、以下を始めとする具体的な対策を盛り込む。 ・ 大臣管理と都道府県知事管理の漁獲可能量の配分方法 ・ 都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法 ・ 漁獲割当（IQ）導入の時期 ・ 関係者（都道府県、漁業者）間での調整方	a：令和2年度以降 順次措置 b：令和2年度措置	農林水産省